

生活保護法による指定医療機関の申請をお忘れなく！

～既指定医療機関も改めての指定申請が必要です～

「生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）」が平成 26 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法による指定を受けている医療機関（施術機関も含む）は、平成 27 年 6 月 30 日までに改めて申請を行い指定を受ける必要があります。

まだ改めての申請がお済みでない医療機関は、お早めに手続きを実施されてください。

(1) 対象医療機関

平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法による指定を受けている医療機関

(2) 提出書類

①指定申請書、②誓約書

(3) 申請期日

平成 27 年 6 月 30 日まで

(4) 提出先

佐賀県地域福祉課 又は 所在地を管轄する福祉事務所

※ 手続きの詳細につきましては、佐賀県健康福祉本部地域福祉課 生活保護援護・恩給担当（TEL 0952-25-7508）までお問い合わせください。

【佐賀県ホームページ】

○生活保護法に基づく指定医療機関制度が見直されました

<https://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/1257/kf-tiikifukusi/79848.html>

○指定医療機関の指定申請手続の概要

<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0154/8203/shiteishinnseitetudukinogaiyou.pdf>